

# 群馬大学医学部医学科学生懲戒調査委員会規程

平成 30 年 5 月 15 日 制定

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学学生の懲戒等に関する規則第 8 条の規定に基づき、医学部医学科に学生懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する場合において、委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

## (任 務)

第 2 条 委員会は、公正な立場で次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 懲戒等の対象となる事実調査
- (2) 前号に係る調査結果報告書の作成
- (3) 懲戒等処分案の検討及び作成

## (組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって男女両性で組織する。

- (1) 医学科厚生補導専門委員会委員長
  - (2) 医学系研究科医科学専攻の教授及び医学部又は病院の教職員のうち、医学部長が指名する者 2 人以上
  - (3) 他学部（学科）等の厚生補導担当教員のうちから医学部長が委嘱する者 1 人以上
  - (4) 法律の専門家等有識者のうちから医学部長が委嘱する者 1 人以上
  - (5) その他医学部長が必要と認めた者
- 2 医学部教務委員会医学科部会に所属する者は、前項第 2 号の委員になることができない。
- 3 医学部長は、委員会の委員となることができない。

## (任 期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号から第 5 号までの委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の者をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、第 3 条第 1 項第 2 号の委員のうちから委員の互選によ

り定める。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

#### (会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の全会一致をもって決するよう努めなければならない。全会一致が困難な場合には、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 3 委員会の開催は、懲戒等処分の対象となる案件があったことを知ったとき以降、すみやかに委員長が招集する。

#### (委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴く事ができる。

#### (守秘義務)

第8条 委員は、業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

#### (報 告)

第9条 委員長は、事実調査結果及び懲戒等処分案を、文書をもって医学部長に報告する。

#### (事 務)

第10条 委員会の事務は、学務課学事・学生支援係において処理する。

#### (内規の改廃)

第11条 この規程の改廃は、医学部教授会の議を経て、医学部長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成30年5月15日から施行する。